

# 記入例

## 認定・変更申請書

令和 年 月 日

### ※新2号・3号認定を申請する場合（表面）

1. 申請書の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たつては、申請書の記載内容が正確であることを確認する必要があります。
2. 申請書等の記載内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者へ提供することがあります。
3. 子ども・子育て支援法第30条の11の規定に基づき、施設等利用費は認定保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号に該当する場合は、施設等利用給付認定の申請はできません。
7. 子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園を利用する子ども・子育て支援法第30条の4第1号の申請として申請した場合でも、保育の必要性が認定されない場合があります。
8. 子ども・子育て支援法第30条の4第2号・第3号の認定を受けた子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園を継続して利用する場合は、認定終了となりますが、当該子どもが引き続き保育の必要性を認められる場合は、認定内容を変更いたします。

令和8年4月から利用を開始する場合は「令和8年4月1日」としてください。

以上のことに同意し、施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

認定希望日（施設利用開始(予定)日)	令和 8 年 4 月 1 日		
申請する認定区分 (いずれかの□にレ点を付けてください)	<input type="checkbox"/> 新1号 (法第30条の4第1号)	保育の必要性のない満3歳以上 (新制度未移行の幼稚園を利用する場合のみ)	表面のみ記入してください
	<input checked="" type="checkbox"/> 新2号 (法第30条の4第2号)	保育の必要性のある3歳児(年少クラス)以上	表・裏の両面を記入してください
	<input type="checkbox"/> 新3号 (法第30条の4第3号)	保育の必要性のある3歳児(年少クラス)未満 ※市民税非課税世帯に限る	

子ども申請	フリガナ	モリグチ タロウ	生年月日	令和 4 年 4 月 3 日	性別
	氏名	守口 太郎			

(申請を行う保護者)	フリガナ	モリグチ イチロウ	申請子どもとの続柄	父	生年月日	<input checked="" type="radio"/> 昭和 ・ 平成 63 年 3 月 3 日	
	氏名	守口 一郎					
	現住所	〒 570-0000 守口市〇〇町〇-〇-〇		現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒		
	日中の連絡先（電話番号）		*確実に連絡の取れる順に記入してください。				
① TEL	090-1111-2222	父・母・自宅 その他	② TEL	090-1111-3333	父・母・自宅 その他	③ TEL	父・母・自宅 その他

幼稚園・認定こども園・認可外保育施設等、利用する(予定含む)施設を記入してください。

守口市内の施設の場合は、所在地を記入いただく必要はありません。

フリガナ	△△ヨウチエン	所在地	
施設名	△△幼稚園	(※守口市以外の施設を利用する場合のみ記入ください)	
入園日	令和 8 年 4 月 1 日		

同居者（単身赴任中の保護者を含む）を全員記入してください。

ひとり親世帯 (該当する場合は右の□にレ点を付けてください)		<input type="checkbox"/> ひとり親世帯に該当					
申請子どもの保護者及び同居者	フリガナ	モリグチ イチロウ	申請子どもとの続柄	父	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先住所	要介護認定又は障がい者手帳
	氏名	守口 一郎					
	1	モリグチ ハナコ	母	大正 昭和 平成 令和	62 年 2 月 2 日	□□株式会社	<input type="checkbox"/> 有
	2	守口 花子					
	3			大正 昭和 平成 令和	年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
	4			大正 昭和 平成 令和	年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
5			大正 昭和 平成 令和	年 月 日		<input type="checkbox"/> 有	
6			大正 昭和 平成 令和	年 月 日		<input type="checkbox"/> 有	

申請に係る子ども以外の同居者（申請者自身を含む）全ての方を記入してください。

新2号・新3号認定を申請する場合は、必ず裏面も記入してください⇒

# 記入例

※新2号・新3号認定を申請する場合（裏面）

以下の項目は、新2号・新3号認定を申請される場合のみ記入してください

認定区分の再確認	いずれかの□にレ点を付けてください	
	<input checked="" type="checkbox"/> 新2号	（認定希望日の属する年度の4月1日時点において、申請子どもの年齢が満3～5歳）
	<input type="checkbox"/> 新3号	（認定希望日の属する年度の4月1日時点において、申請子どもの年齢が満3～5歳）
申請子どもの続柄	保育を必要とする理由	
父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠、出産 <input type="checkbox"/> 疾病、障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠、出産 <input type="checkbox"/> 疾病、障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

令和8年度においては、令和5年4月1日以前の誕生日の子どもが新2号、令和5年4月2日以降の誕生日の子どもが新3号に該当しますが、新3号は非課税世帯以外の子どもは対象とはなりませんのでご注意ください。

この欄は、新3号を申請する方のみ、課税状況を確認するために記入が必要です。本年（前年）1月1日時点の住所が守口市以外の場合は、課税証明書等の添付が必要となります。一方、各時点の住所が守口市内であっても、守口市に課税情報がない（市民税の申告をされていない）場合は、市民税の申告等が必要です。

保育を必要とする理由を確認するため、父と母の両方について以下の添付書類が必要です。添付書類がなければ、新2号・新3号認定はできません。

必要添付書類について（以下の中から該当するものをこの申請書と併せて提出してください）

保育を必要とする事由		必要添付書類
就労 （月64時間以上の就労）	就労されている場合 （就労内定の場合は就労開始日 ります）	父親と母親の両方（ひとり親世帯の場合は一方のみ）について保育を必要とする事由がなければ、新2号・新3号認定は受けられません。保育を必要とする事由を証明するための、下記の添付書類が提出されなかった場合も、新2号・新3号の認定は受けられませんのでご注意ください。
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間のない（出産後8週間を経過していない）場合	保育必要事由申告書 親子健康手帳（母子健康手帳）の写し （「母子手帳の表紙」「子の保護者」「妊婦自身の記録」「妊娠中の経過」の頁）
疾病、障がい	疾病や障がいがある場合	保育必要事由申告書 ※上記に加えて下記のいずれかの証明書類を提出してください。 ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者福祉手帳の写し ・特定医療費（指定難病）受給者証、自立支援医療受給者証の写し ・診断書の写し（家庭での保育が困難である旨を医師が記載しているもの）
介護・看護	同居又は長期入院等している親族の常時介護・看護をしている場合	保育必要事由申告書 ※上記に加えて下記のいずれかの証明書類及び「ケアプラン表」の写しを提出してください。 ・（介護保険対象の方は）「介護保険証」の写し ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の写し ・特定医療費（指定難病）受給者証、自立支援医療受給者証の写し ・診断書の写し（常時介護・看護が必要である旨を医師が記載しているもの）
求職活動	求職活動中の場合	保育必要事由申告書
就学	学校（職業訓練校等における職業訓練を含む）に在学中の場合	保育必要事由申告書 在学証明書 授業時間等がわかるカリキュラム等の写し
その他	災害復旧、虐待、DV等	保育必要事由申告書 申立内容がわかる書類